

8. 内水面共同漁業権遊漁規則公示内容



最新の内容は水産課 HP にて掲載

第5種共同漁業権遊漁規則 共通事項

1. 遊漁承認証に関する事項

(この他組合別に別途定める事項あり)

- 1 組合は、承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、組合別に記載の遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない

2. 遊漁に際し守るべき事項

(この他組合別に別途定める事項あり)

- 1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

3. 漁場監視員に関する事項

- 1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

4. 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

大聖寺川漁業協同組合(内共1号) 大聖寺川

1. 遊漁についての制限の範囲

- (1) 漁具漁法の制限
投網：網目2.8cm以上
流し網：網丈90cm以下、浮子網の長さ5.5m以下、網目2.8cm以上

(2) 遊漁期間

魚種	期間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで
いな及びやまめ	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
うなぎ	4月1日から12月31日まで

- 2 公表は、組合及び組合が遊漁券販売を委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 3 いwana、やまめ、さくらます、を対象とする遊漁において、竿釣り以外の遊漁の方法は区域、期間を問わずこれを禁止する。
- 4 うなぎを対象とする遊漁において、手釣り及び竿釣り(他、組合が認めた漁法)以外の遊漁の方法は区域、期間を問わずこれを禁止する。
- 5 魚種、遊漁の方法の種類を問わず、「転がし釣り(コロコロ)」「引掛け釣り」「縄張り及び石積み」「夜川漁(概ね手元が見えなくなるから)」はこれを禁止する

(3) 禁止区域

魚種	漁具漁法	区域
あゆ	投網及び流し網	・古九谷大橋より上流の内共第1号区域 ・杉の水川桜橋より上流の内共第1号区域 ・オクソ淵より上流河南橋まで ・上河崎橋より上流100mの区域
いな及びやまめ	疑似針釣以外による漁法	・落合橋より上流、鳥越えん堤までの本流区間

(4) キャッチアンドリリース区間の設置

魚種	区域	期間
いな及びやまめ	杉の水川桜橋より上流の内共第1号区域	3月1日から9月30日まで
	組合が定めて公表した区間	〃

- 2 前項の公表は、組合及び組合が遊漁券販売を委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

大聖寺川漁業協同組合（内共1号）大聖寺川

1. 遊漁についての制限の範囲

(5) 禁止期間

魚種	漁具漁法	区域	期間
あゆ	竿釣、投網及び流し網	下河崎橋から下流、鹿ヶ鼻用水放出口まで	9月1日より10月31日まで
	竿釣	九谷ダムから上流	6月16日より同月30日まで
	投網及び流し網	我谷ダム（基点第2号）から下流	6月16日より7月31日まで
九谷ダム（基点第86号）から上流		6月16日より8月14日まで	

(6) 全長制限

魚種	全長	魚種	全長
あゆ	6センチメートル	うなぎ	30センチメートル
いわな及びやまめ	15センチメートル		

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は次の表のとおりとする（ただし、遊漁者が中学生以下又は障害者手帳保持者である場合は無料とする。）。なお、次項のただし書の規定による方法により納付する場合は、同表の遊漁料に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	3,000円
		1年	8,000円
	投網及び流し網	1日	5,000円
		1年	12,000円
いわな、やまめ、さくらます及びうなぎ	竿釣（うなぎにおいては手釣も可）	1日	1,500円
		1年	5,000円

2 遊漁料の納付は、組合及び組合が遊漁券販売を委託する釣具店、組合が指定するオンラインシステムに対し行わなければならない。

ただし、手釣、竿釣、投網又は流し網による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 あゆの竿釣は女性の遊漁料は無料とする。

3. 遊漁に際し守るべき事項

- ・遊漁者は、川底のかくはんや植物の伐採、撤去等を許可なく行ってはならない。
- ・投網、流し網の付添人、石打人等の補助員も無鑑札禁止

柴山潟漁業協同組合（内共2号）柴山潟

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、こい、ふな及びうなぎの採捕をしてはならない。

(2) 遊漁期間

魚種	期間
こい	6月1日から翌年4月30日まで
ふな	6月1日から翌年4月30日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

(3) 全長制限

魚種	全長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(4) 尾数の制限

魚種	尾数
うなぎ	3尾（1人1日あたり）

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

柴山潟漁業協同組合事務所及び組合で指定した連絡所又はオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ2,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
こい、ふな	竿釣	1日	1,000円
		1年	3,000円
うなぎ	竿釣	1日	3,000円
		1年	10,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず同表の右欄のとおりとする。

対象	遊漁料
学齢に達しない幼児	無料
小・中学生又は障害者手帳保持者	前項の表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額

動橋川漁業協同組合（内共3号）動橋川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

たも網：網口径30センチメートル以下

あゆについて6月16日以降の組合が定めて公表する日から7日間は手釣又は竿釣以外の漁具漁法を使用してあゆを採捕してはならない。

(2) 遊漁期間

魚種	期間	魚種	全長	魚種	全長
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで	こい及びふな	6月1日から翌年4月30日まで	てながえび	9月1日から翌年5月31日まで
やまめ及びいわな	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで	うなぎ	4月1日から11月30日まで	かじか	6月1日から12月31日まで
さくらます	3月1日以降の組合が定めて公表する日から8月31日まで	ぬまちちぶ	10月1日から翌年4月30日まで		

表の右欄に掲げる公表は、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(3) 禁止区域及び期間

区域	期間
動橋川梶井橋下流端から冠橋上流端までの間の区域	9月20日から10月31日まで

(4) 全長の制限

魚種	全長	魚種	全長	魚種	全長
あゆ	5センチメートル	ふな	6センチメートル	てながえび	3センチメートル
やまめ、いわな及びさくらます	15センチメートル	うなぎ	30センチメートル	かじか	5センチメートル
こい	20センチメートル	ぬまちちぶ	3センチメートル		

動橋川漁業協同組合（内共3号）動橋川

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

組合事務所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ600円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	手釣及び竿釣	1日	1,500円
いわな、やまめ（さくらます含む）、こい、ふな、うなぎ、ぬまちちぶ及びてながえび	竿釣	1日	1,500円
		1年	5,000円
かじか	竿釣及びたも網	1年	5,000円
あゆ、ぬまちちぶ及びてながえび	流し網、投網及びたも網	1年	10,000円
いわな、やまめ（さくらますを含む）、こい、ふな及びうなぎ	流し網及び投網		

2 次表の左欄の者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象	遊漁料
学齢に達しない幼児又は小学生	無料
中学生又は障害者手帳保持者	1,500円（1年）

3. 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

動橋川梶井橋下流端から冠橋上流端までの間の区域

大杉谷川漁業協同組合（内共4号）大杉谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

流し網：浮子網の長さ5.5m以下、網丈90cm以下、網目2.8cm以上
投網：網目2.8cm以上

(2) 遊漁期間

魚種	期間
あゆ	6月16日以降の組合が公表した日より10月31日まで
やまめ及びいわな	3月1日以降の組合が公表した日より9月30日まで

(3) 全長制限

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

表の期間の欄に掲げる公表は、組合事務所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次の表のとおりとする。（ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあつては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあつては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。）。なお、次項のただし書の規定による方法により納付する場合にあつては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ、やまめ及びいわな	竿釣	1日	1,500円
		1年	4,500円
あゆ	流し網及び投網	1年	6,000円

2 遊漁料は、大杉谷川漁業協同組合事務所及び大杉谷川漁業協同組合関係地区内各町内指定商店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に対して納付することができる。

白山手取川漁協（内共5～10号）手取川、直海谷川、瀬波川、尾添川、御坊谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

魚種	漁具漁法	規模
あゆ	竿釣	毛針釣及び友釣(ルアー釣を含み、掛針は4本以内とする。)
	流し網	1.統数 1人1統 2.網丈90cm以下、浮子網の長さ5.5m以下、網目2.8cm以上のもの
	投網	1.統数 1人1統 2.網目2.8cm以上のもの
やまめ（さくらます） 及びいわな	竿釣	毛針釣、エサ釣又は擬似餌釣

(2) 遊漁期間

ア 魚種	イ 区域	ウ 漁法	エ 期間
あゆ	A地区 川北大橋下流端より上流の内共第5号区域内の手取川本流、支流の和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の全域	竿釣	6月16日から12月31日まで
		流し網 投網	8月1日から12月31日まで
	B地区 内共第5号区域内の大日川、支流の杖川、堂川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の全域	竿釣	6月16日から12月31日まで
		流し網 投網	8月15日から12月31日まで
	C地区 川北大橋下流端より下流の内共第10号の区域	竿釣	6月16日から12月31日まで
		流し網 投網	7月21日から12月31日まで
やまめ及び いわな	内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号（やまめに限る）	竿釣	3月1日から9月30日まで
さくらます	内共第5号、内共第10号		3月1日から6月15日まで

備考 遊漁の期間は、工欄に掲げる期間内で組合が定めて公表する期間とする。

白山手取川漁協（内共5～10号）手取川、直海谷川、瀬波川、尾添川、御坊谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(2) 遊漁期間

- 公表は組合及び組合が委託する遊漁証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- C地区の流し網、投網の対象者は、平成28年度県網許可受給者で、組合より毎年の遊漁承認証を交付された者に限る。

(3) 禁止区域

漁具漁法	区域	期間
全漁具漁法	<内共第5号> 1. 手取川白山発電用ダム上流端より上流50メートルから下流一の宮大橋下流端までの区域 2. 大日川河野三ヶ用水ダム上流端より上流50メートルから下流大日橋下流端までの区域 3. 白山市杉森町大日川第2発電所ダムより上流50メートルから同ダムより下流100メートルまでの区域 <内共第6号> 1. 板尾大谷川の板尾谷第3号えん堤(白山市河内字板尾ウ部6番地)上流端より上流 2. 直海谷川の直海谷川治山えん堤(白山市河内字奥池夕部1番13地)上流端より上流 3. 内尾谷川の内尾谷第2号えん堤(白山市河内字内尾ヌ部21の141地)上流端より上流 <内共第8号> 白山市中富白山白川郷ホワイトロード料金所ゲートから上流の尾添川本流及び支流の区域	通年
全漁具漁法 (あゆに限る)	<内共第10号> 手取川本流北陸線下流鉄橋下流端から手取川大橋下流端までの区域	9月15日から 11月30日まで
網漁	<内共第5号> 1. 白山市左礫町左礫用水ダムより上流全域 2. 手取川本流明島放水路より下流の内共第5号の区域	通年

(4) 全長制限

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ(さくらます)	15センチメートル

白山手取川漁協（内共5～10号）手取川、直海谷川、瀬波川、尾添川、御坊谷川

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。組合指定の遊漁証交付場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ2,000円を加算した額とする。ただし、日券は、同欄に掲げる金額に1,000円を加算した額とする。

魚種	区域	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ	内共第5号、内共第10号 共通	毛針・友釣	1日	2,000円
		毛針釣	1年	5,000円
		友釣		8,000円
	内共第5号	流し網及び投網	1年	13,000円
	内共第10号	流し網及び投網(H28年度 県許可者に限る)	1年	13,000円
やまめ・いわな	内共第5号のうち手取川本 流以外及び内共6～9号	竿釣	1日	2,000円
1年			6,000円	
やまめ(さくらます)	内共第5号のうち手取川本 流及び内共第10号	竿釣	1日	3,000円
			1年	10,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

対象	遊漁料
年齢に達しない幼児、小・中学生・高校生及び女性	無料
70歳以上の高齢者及び障害者手帳保持者	第1項の表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ0.5を乗じて得た金額(網漁を除く。)

新丸漁業協同組合（内共11号）大日川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

いわな及びやまめについて置き針(餌釣)又は竿釣以外の漁具漁法を使用して遊漁してはならない。

(2) 遊漁期間

魚種	期間
いわな及びやまめ	3月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する日の期間内

表の期間の欄に掲げる公表は、組合及び組合が委託する各釣具店で掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする

(3) 全長の制限

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は次の表のとおりとする。(ただし、遊漁者が学齢に達しない幼児である場合にあっては無料、遊漁者が小・中学生又は障害者手帳保持者である場合にあっては同表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。)なお、次項のただし書の規定による方法により納付する場合にあっては、同欄に掲げる金額にそれぞれ1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
いわな及びやまめ	竿釣及び置き針(餌釣)	1年	5,000円

2 遊漁料の納付は、新丸漁業協同組合事務所又は、組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、置き針(餌釣)・竿釣による遊漁の場合にあっては、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

白峰漁業協同組合（内共12～16号）下田原川、赤谷川、手取川、大嵐谷川、小嵐谷川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、いわな及びやまめを採捕してはならない。

(2) 遊漁期間

魚種	期間
いわな及びやまめ	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで

公表は、組合及び組合が委託する宿泊施設、商店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(3) 禁止区域・期間

次表の左欄に掲げる区域において、いわなを対象とする竿釣の漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる期間中行ってはならない。

区域	期間
白山市白峰三ツ谷川支流西俣谷川の倉谷流点直下流の谷止工から上流の区域	通年

(4) キャッチアンドリリース区間

魚種	区域	期間
いわな及びやまめ	組合が定めて公表した区間	3月1日以降の組合が定めて公表する日から9月30日まで

(5) 全長制限

魚種	全長
いわな及びやまめ	15cm

(6) 尾数の制限

魚種	尾数
いわな及びやまめ	各50尾(1人1日あたり)

公表は、組合及び組合が委託する宿泊施設、商店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
いわな及びやまめ	竿釣	1日	2,000円
		1年	6,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合及び組合員が委託する白山市白峰、桑島の宿泊施設、商店
- (2) 組合及び組合員が委託する白山市内、金沢市内、小松市内の釣具店

白峰漁業協同組合（内共12～16号） 下田原川、赤谷川、手取川、大嵐谷川、小嵐谷川

4. 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、手取川ダム湖岸での遊漁の場合、白峰漁業協同組合の指定する釣り場以外では遊漁をしてはならない。また、ダム湖の水質保全のため次の事項を遵守しなければならない。

- イ 残餌、ゴミ等を湖面に投棄しないこと。
- ロ 1人が1度に使用する竿数は、2本以内とする。
- ハ その他、マナーを守って安全な遊漁をすること。

金沢漁業協同組合（内共17号～19号） 犀川、浅野川、森下川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

漁具漁法	規模
手釣又は竿釣	毛鉤釣、友釣（ルアー釣りについては、掛針4本以内、針素15センチメートル以内）、テンカラ、餌釣又は擬似餌釣
網具（流し網及び投網） ただし、あゆに限る	1. 統数（1人1統） 2. 流し網の網文は、90cm以下及び浮子網の長さは5.5m以下のもの 3. 流し網及び投網の網目は、2.8cm以上のもの
竿釣、たも網及びごり押し（地方名称：ぶったい）ただし、かじかに限る	自由

(2) 遊漁期間

魚種	区域	期間
あゆ	内共第17号B区、 内共第18号、内共第19号	6月16日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する日から12月31日まで
	内共第17号A区	7月第1日曜日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する日から12月31日まで
さくらます	内共第17号B区 内共第18号、内共第19号	3月1日から8月31日まで
やまめ	内共第17号A区、B区、 内共第18号、内共第19号	3月1日から9月30日まで
いわな	内共17号A区、内共第18号	
かじか	内共第17号、内共第18号	6月1日から12月31日まで

2 内共第17号においては、下記のとおり区域を設定する。

区域名称	区域
A区	法師えん堤より上流の内共第17号漁区（内川を含む）
B区	法師えん堤より下流の内共第17号漁区

金沢漁業協同組合（内共17号～19号）犀川、浅野川、森下川

1. 遊漁についての制限の範囲

(2) 遊漁期間

3 あゆについては、次の表の左欄による漁法は、同表の中欄の区域にあつては、それぞれ同表右欄の期間でなければ遊漁を行ってはならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖、保護及び漁業調整上必要と認める場合は、遊漁を行うことのできる期間を変更することができる。

漁法	区域	期間
網具（流し網又は投網）	内共第17号A区、B区（犀川）	8月1日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで
	内共第18号（浅野川）	
	内共第19号（森下川）	8月15日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで

公表は、組合事務所の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(3) 禁止区域

水系名	区域	期間
犀川 (内共第17号)	①伏見川と犀川合流点より上流460mの区域 ②犀川大橋上流端より上流98mから下流新橋下流端に至る区域 ③上菊橋と雪見橋の間の2基の落差工の堤体上の区域(上流の落差工30m、下流の落差工25m)	通年
	④犀川と伏見川との合流点から犀川上流460mの地点より上流900mの区域	9月1日から10月31日まで（あゆに限る）
	⑤法師堰堤上流端より下流110mまでの区域	6月1日から12月31日まで(やまめ、さくらます竿釣、あゆ流し網及び投網に限る)
浅野川 (内共第18号)	浅野川小橋上流端より上流200メートルから同橋上流端より下流100メートルまでの区域	通年

(4) 全長の制限

魚種	全長
やまめ（さくらます）	15cm
いわな	15cm
かじか	5cm

金沢漁業協同組合（内共17号～19号）犀川、浅野川、森下川

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

金沢漁業協同組合事務所、取次所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額に、それぞれ2,000円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ（犀川、浅野川及び森下川共通）	流し網及び投網	1年	15,000円
	竿釣（友釣及びテンカラ）		7,000円
	竿釣（毛鉤釣）		4,000円
	竿釣（友釣及び毛鉤釣併用）		9,000円
やまめ（さくらます）犀川B区	竿釣	1年	8,000円
やまめ及びいわな 犀川A区、浅野川及び森下川共通	竿釣		4,000円
やまめ（さくらます） やまめ・いわな併用 犀川A区及びB区、浅野川並びに森下川共通	竿釣		11,000円
かじか	竿釣、タモ網及びごり押し		4,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらずそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

区分	魚種・漁法	遊漁料
18歳未満・女性	あゆ、やまめ(さくらます)、いわな・竿釣	無料
30歳未満	あゆ・竿釣	無料
高齢者（70歳以上）及び障害者手帳保持者	あゆ 竿釣（毛鉤釣） 犀川、浅野川及び森下川共通	3,000円
	やまめ（さくらます） 竿釣 犀川B区	4,000円
	やまめ及びいわな・竿釣 犀川A区、浅野川及び森下川共通	2,000円
	やまめ（さくらます）、やまめ、いわな併用 竿釣犀川A区及びB区、浅野川並びに森下川共通	5,500円
	かじか 竿釣、タモ網及びごり押し	2,000円

金沢漁業協同組合（内共17号～19号）犀川、浅野川、森下川

4. 遊漁に際し守るべき事項

- ・ 竿釣については、玉川、引掛け、コロコロの漁法を行ってはならない。
- ・ 流し網については、2統以上連結、又はこれと類似の行為を行ってはならない。
- ・ 流し網については、1人1統を原則とするが、必要に応じ補助員1名を認める。
- ・ 竿釣り（あゆに限る）については、餌釣り（団子釣りを含む。）の漁法を行ってはならない。

大海川漁業協同組合（内共20号）大海川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

魚種	漁具漁法	規模
あゆ	竿釣	竿釣（友釣は禁止し、毛針釣のみとする）
いわな及びやまめ（さくらます）	竿釣	竿釣

(2) 遊漁期間

魚種	期間
あゆ	6月16日以降の組合が定めて公表する日から12月31日まで
いわな及びやまめ	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から8月31日まで

(3) 全長の制限

魚種	全長
いわな	15センチメートル
やまめ	
さくらます	

公表は、組合及び組合が委託する柴田釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(4) 禁止区域

区域	期間
二ツ屋床止から上流300mまでの区域	1月1日から12月31日まで
二ツ屋床止から下流大海川海浜橋上流端までの区域	10月1日から12月31日まで(あゆに限る)

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児のときは無料、小・中学児童生徒又は障害者手帳保持者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
あゆ、いわな及びやまめ（さくらます含む）	竿釣	1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入するときの遊漁料は、遊漁料に手数料1,000円を加算した額とする。

- (1) 大海川漁業協同組合事務所 (2) 竹中ストア (3) 柴田釣具店 (4) 河上商店 (5) 河合谷即売所

邑知潟漁業協同組合（内共21号） 邑知潟

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限
投網：網の全長3メートル以内

(2) 遊漁期間

魚種	期間
ふな	6月1日から翌年4月30日まで

(3) 全長の制限

魚種	全長
ふな	6センチメートル

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1項の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は障害者手帳保持者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは100円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
ふな	竿釣	1年	1,500円
	投網	1年	5,000円

2 遊漁料の納付は組合事務所において行われなければならない。ただし、竿釣り又は投網による場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

邑知潟漁業協同組合事務所 羽咋市千路町に71番地 千路町会館内

鯉ヶ浦漁業協同組合（内共22号） 赤浦潟

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限
竿釣：竿は2本以内に限る
夜間（日没から日の出まで）は、遊漁してはならない

(2) 遊漁期間

魚種	期間
こい	6月1日から翌年4月30日まで
わかさぎ	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 禁止区域

区域	期間
鉄橋から赤浦潟水門の区域及び赤浦潟に注ぐ河川	通年

(4) 全長の制限

魚種	全長
こい	21センチメートル
わかさぎ	4センチメートル

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
こい	竿釣	1日	300円
わかさぎ		1年	2,800円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

鯉ヶ浦漁業協同組合事務所（七尾市赤浦町ノ部131番地）

3. 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、次の区域内における川底をかくはんしてはならない。
赤浦潟全域

町野川・柳田河川漁業協同組合（内共23号）町野川

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

漁具漁法	規模
投網	網目2.8cm以上
流し網	網目2.8cm以上・・網全長5.5以下・網丈90cm以下、1人1統
たも網・ごり押し (地方名：ぶったい)	たも網直径30cm以内、ごり押し縦30cm横35cm長さ50cm以内

町野川においては、遊漁期間で規定するあゆについての公表の日から7日間は、手釣り又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない

(2) 遊漁期間

魚種	漁具漁法	期間
あゆ	竿釣	6月16日から10月30日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内
	投網又は流し網	7月1日から10月31日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内
かじか	たも網又はごり押し (地方名：ぶったい)	6月1日から2月末日までの期間内 で組合が定めて公表する期間内

(3) 全長の制限

魚種	全長
かじか	5センチメートル

公表は、組合及び組合が委託する釣政釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。

(3) 禁止区域及び期間

漁具漁法	魚種	区域	期間
投網、流し網	あゆ	町野町鈴屋川の内共第23号区域	通年
		能登町石井寺地橋から上流の内共第23号区域	11月1日から翌年8月31日まで
たも網、ごり押し (地方名：ぶったい)	かじか	町野川、鈴屋川の内共第23号区域	3月1日から5月31日以降組合 が定めて公表する日まで

公表は、組合及び組合が委託する釣政釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表する。

町野川・柳田河川漁業協同組合（内共23号）町野川

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる二分の一に相当額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、400円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣（毛鉤）	1日1,000円、1年3,000円
	手釣り・竿釣（友釣）	1日1,500円、1年6,000円
	投網・流し網	1年15,000円
かじか	たも網・ごり押し (地方名：ぶったい)	1日1,000円、1年10,000円

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 柳田河川漁業協同組合事務所
- (2) 釣政釣具店（輪島市曾々木大川町）

